

議案第十号

港区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

港区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年港区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

4 月額報酬を受ける委員長又は委員が、疾病その他の事由により月の初日からその月の末日までの間職務に従事しなかつたときは、その月分の報酬は、支給しない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

行政委員会の委員等が月を通じて職務に従事しなかった場合において、その月分の月額報酬を支給しないことを定めるため、本案を提出いたします。